

## 業務管理体制整備の届出について

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等（注1）は、法令遵守等の業務管理体制の整備（注2）とその届出が義務づけられています。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくことになります。

（注1）業務管理体制の届出が義務づけられる事業者等の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】

ア. 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

イ. 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

ウ. 指定障害児通所支援事業者

エ. 指定障害時入所施設

オ. 指定障害児相談支援事業者

（注2）業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ（次表参照）、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

### 届出書の内容について

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	〃 主たる事業所の所在地
	〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」（注3）の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」（注4）の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

（注3）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者

（注4）業務が法令に適合することを確保するための規程

## 事業所の数え方について

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。  
例えば、同一の事業所で、地域移行支援事業所と地域定着支援事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

## 事業所の届け先について

届出は（注1）ア～オの事業者等の種類ごとに行う必要があります。

	事業所等の区分	届出先
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係）
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③	全ての指定事業所等が岡山市内に所在する事業者等	岡山市保健福祉局事業者指導課
④	全ての指定事業所等が倉敷市内に所在する事業者等	倉敷市保健福祉局障がい福祉課事業所指導室
⑤	①～④以外の事業者等	岡山県（※）

（※）岡山県に届出する場合の扱い

主たる事務所（本社）が岡山県内の場合	主たる事務所の所在地を所管する県民局
主たる事務所（本社）が岡山県外に所在し、岡山県内のみに事業所等が存在する場合	
1 県民局の所管区域にのみ事業所等が存在する場合	事業所等の所在地を所管する県民局
複数の県民局の所管地域に事業所等が存在する場合	
県民局の所管地域ごとに事業所等の数が異なる場合	所管地域内で最も事業所等の数が多い県民局
県民局の所管地域ごとに事業所等の数が同じ場合	所管地域内で最も開設時期が古い事業所の所在地を所管する県民局